

令和8年度（2026年度）第3次熊本市都市マスタープラン分析等業務委託
特記仕様書

目次

第1章	総則	2
第1条	（適用）	2
第2条	（目的）	2
第3条	（準拠する法令等）	2
第4条	（履行場所）	2
第5条	（履行期間）	2
第6条	（義務）	2
第7条	（疑義）	2
第8条	（業務計画書の提出）	3
第9条	（技術者の配置）	3
第10条	（工程管理）	3
第11条	（関係官公庁への手続き）	3
第12条	（成果品の所有及び機密の保持）	4
第13条	（安全管理）	4
第2章	業務内容	5
第14条	（計画準備）	5
第15条	（人口に関する分析業務）	5
第16条	（打合せ協議）	5
第3章	成果品等	6
第17条	（成果品）	6
第18条	（電子データによる提出）	6

第1章 総則

第1条 (適用)

- 1) 本仕様書は、本市（以下「委託者」という）が発注する「令和8年度（2026年度）第3次熊本市都市マスタープラン分析等業務委託以下「本業務」という。）に適用する。
- 2) 本仕様書に定めのない事項については、本委託契約書、熊本市制定「測量業務等共通仕様書」、「設計業務等共通仕様書」の規定による。なお、上記仕様書および基準については本委託契約日を基準とし最新のものに準拠する。

第2条 (目的)

本業務は、社会情勢の変化に対応し、効果的な都市づくりを進めることを目的に、「第3次熊本市都市マスタープラン（令和8年3月策定）」の立地適正化計画において定める評価指標の分析等を実施するものである。

第3条 (準拠する法令等)

本業務は、本仕様書によるほか、次の各種法令及び規則に準拠して実施する。

- 1) 都市計画法
- 2) 建築基準法
- 3) 測量法
- 4) 令和3年度熊本市都市計画基礎調査の成果
- 5) 都市計画 GIS 導入ガイダンス（国土交通省）
- 6) 熊本市契約規則及びその他関係諸規定
- 7) その他関係法令及び諸規則並びに関係書類

第4条 (履行場所)

本業務の履行場所は、熊本市域の行政区域全体を対象とする。ただし、調査範囲について、変更が生じる場合は、委託者受託者協議の上、決定又は変更するものとする。

第5条 (履行期間)

履行期間は契約締結日から令和9年（2027年）3月26日までとする。

第6条 (義務)

- 1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分把握し業務を遂行するものとする。
- 2) 受託者は、本仕様書に記載のない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。
- 3) 受託者は、本業務の実施に当たり、調査職員と詳細な協議を行い、調査職員の承認後に業務を行うものとする。

第7条 (疑義)

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において、疑義が生じた場合は、受託者は速やかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。

第8条 (業務計画書の提出)

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに調査職員と打合せを行い、次に掲げる事項を明確に記載した実施計画書を委託者あてに提出し、調査職員の承認を得るものとする。

1) 業務実施計画書（契約後、2週間以内に提出すること。）

- ①業務概要
- ②業務手順及び業務内容
- ③業務工程
- ④業務組織計画
- ⑤打合せ計画
- ⑥成果物の品質を確保するための計画
- ⑦成果物の内容、部数
- ⑧使用する主な図書
- ⑨連絡体制（緊急時含む）
- ⑩その他

2) 業務着手書類他

- ①着手届
- ②管理技術者・照査技術者・現場責任者選任通知書（技術者経歴書添付）
- ③工程表
- ④その他、委託者が必要と求める書類

第9条 (技術者の配置)

1) 管理技術者

受託者は、本業務に管理技術者を配置すること。管理技術者は技術士（都市及び地方計画）又は RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有すること。

また、業務の内容について十分熟知した高度の技術を有する者を選任し、作業にあたらせるものとする。

2) 照査技術者

照査技術者を配置し、各成果について、照査技術者による照査を行い報告すること。なお照査技術者は、監理技術者と同様の能力を有するものである者とする。

第10条 (工程管理)

受託者は、作業実施計画書に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時調査職員に報告しなければならない。

第11条 (関係官公庁への手続き)

受託者は、関係官公庁への諸手続きを行おうとする場合には速やかに委託者と協議し、処置するものとする。

第12条 (成果品の所有及び機密の保持)

本業務における成果品は全て委託者の所有とし、その承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

第13条 (安全管理)

受託者は、各作業員に関係法規を常に遵守させ、安全管理に努めなければならない。また、作業実施中に事故等が発生した場合には、速やかに事故発生の原因・過程・損害状況等の内容を調査職員に報告し、この処理対策にあたらなければならない。

第2章 業務内容

第14条 (計画準備)

「第3次熊本市都市マスタープラン（令和8年3月策定）」の分析等を行うにあたり、必要資料の確保と必要となる作業の整理を行う。

第15条 (人口に関する分析業務)

令和7年10月実施の国勢調査の公開データを基に、以下の区分ごとに、人口及び人口密度（将来推計含む）を算出し、傾向を分析する。

- 1) 市域全体
- 2) 地域拠点を受け持つ地域生活圏
- 3) 居住誘導区域
- 4) 地域拠点

※対象とする人口メッシュは、250mと500mメッシュの両方とする。

※「令和7年国勢調査の人口」と「令和27年と令和7年の国勢調査人口の差分」を表した250mメッシュ図・500mメッシュ図をそれぞれ作成する。

第16条 (打合せ協議)

打合せ協議は、必要に応じ行うものとするが、全3回行い、管理技術者が立ち会うものとする。

なお、協議内容については、記録を取り委託者の確認を得るとともに、報告書に併せて提出を行うこと。

第3章 成果品等

第17条 (成果品)

本業務における成果品は下記のとおりとし、A4縦型チューブファイルに収納し、2部提出するものとする。

- 1) 分析の過程と結果をまとめた報告書
- 2) 分析に伴い使用、作成した各種データ
- 3) 打合せ協議記録簿

報告書については、協議記録、結論が分かるようにまとめ、原則としてA4版で作成すること。ただし、図面等のA3サイズが適当と考えられる図書については、協議の上A3版で取りまとめること。

第18条 (電子データによる提出)

- 1) 前条の各成果品については、電子記録媒体へ格納し、CD-R等のメディアを2部作製し、発注者へ納品するものとする。
- 2) 作成、使用した各種データは、GISについては発注者使用のGISソフト（Mapinfo Professional 及び ArcGIS）にて閲覧できるよう形式（shape 形式及び tab 形式）とし、その他は管理者が指定するデータ形式（AI 形式、PDF 形式及び PPT 形式等）で納品するものとする。